

第1章 第3期愛知県がん対策推進計画の策定にあたって

1 背景、経緯

がんによる死亡が国民の死亡原因の第一位を占め、年々増加していること等を背景に、国は、がん対策を総合的かつ計画的に推進するため、がん対策基本法¹（平成18（2006）年6月23日法律第98号、以下「法」という。）を施行し、平成19（2007）年6月に、法第9条第1項に基づき、長期的視点に立ちつつ、がん対策の推進に関する基本的な計画（第1期がん対策推進基本計画²、計画期間：平成19（2007）年度～平成23（2011）年度（5年間））を策定しました。これを踏まえ、県は、総合的かつ計画的ながん対策を推進するために、平成20（2008）年3月に「第1期愛知県がん対策推進計画」（計画期間：平成20（2008）年度～平成24（2012）年度（5年間））を策定し、がん対策を総合的に推進してきました。

さらに、国は、平成24（2012）年6月に「第2期がん対策推進基本計画」（計画期間：平成24（2012）年度～平成28（2016）年度（5年間））を策定しました。本県では県民が一体となってがん対策を推進するため、平成24（2012）年10月に「愛知県がん対策推進条例」（以下「条例」という。）を制定するとともに、「第2期愛知県がん対策推進計画」（以下「第2期計画」という。計画期間：平成25（2013）年度～平成29（2017）年度）を策定し、本県のがん対策の取組をより一層推進してきたところです。

2 計画策定の趣旨

平成29（2017）年度末をもって第2期計画の期間が終了することから、この度、平成30（2018）年度から6年間を計画期間とする「第3期愛知県がん対策推進計画」を策定するものでありますが、計画の策定にあたっては、平成28（2016）年12月に改正されたがん対策基本法と、平成29（2017）年10月に策定された国の「第3期がん対策推進基本計画」及び条例の内容を踏まえ、これまでのがん対策を一層推進するとともに、新たな課題にも対応していくこととします。

また、この計画の内容は、「愛知県地域保健医療計画³」及び「健康日本21あいち新計画⁴」と内容の整合性を図るものとし、これら計画と連動して施策を進めていきます。

¹ 我が国のがん対策を総合的かつ計画的に推進するため、平成19年4月に施行され、平成28年12月に一部改正されました。がんの予防や早期発見の推進、がん医療の均てん化（※いつでも、どこでも同じように）の促進、がん研究の推進等を基本的施策とするとともに、政府に「がん対策推進基本計画」、都道府県に「都道府県がん対策推進計画」の策定を義務づけています。

² 「がん対策基本法」に基づき、がん対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、がん対策の基本的方向性について定めるとともに、都道府県がん対策推進計画の基本となるものです。国は、平成29年度から平成34年度までの6年間を計画期間とする「第3期がん対策推進基本計画」を、平成29年10月に閣議決定しました。

³ 愛知県の保健医療対策の今後の基本方針を示すもので、様々な保健医療サービスを適正に提供することができる体制づくりを目的とした計画です。

⁴ 健康増進法第8条第1項の規定による平成25年度から平成34年度までを計画期間とする県民の健康づくりを総合的に推進するための計画です。

3 計画の位置づけ

この計画は、法第12条第1項及び条例第20条第1項の規定による、都道府県がん対策推進計画と位置付けます。

4 計画策定の体制

この計画の策定にあたっては、がん医療の専門家や関係行政機関、企業、労働関係団体、患者団体、患者当事者等により構成する「愛知県健康づくり推進協議会がん対策部会⁵」において、基本方針、目標等の検討を行いました。

5 計画の期間

この計画は、平成30（2018）年度から平成35（2023）年度までの6年間を計画期間とします。

⁵ 生活習慣病を含めた健康づくり全般について協議する「愛知県健康づくり推進協議会」のもと、がん医療の専門家や関係行政機関、患者団体等により構成し、「愛知県がん対策推進計画」の基本方針、目標等の検討を行うための部会です。今後は、この部会で目標の達成状況の把握やがん対策の効果を評価していきます。
